

雨水等の道路側溝接続に関する手引き

八戸市が管理する道路側溝又は水路に、雨水又は合併処理浄化槽処理水を放流しようとする場合は、下記に従って手続きを行ってください。

標準処理期間は、閉庁日を除き 10 日です。事務処理の都合上、短期間で承認することはできませんので、工事着手予定日まで余裕を持って申請してください。

1. 申請書類について

雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準第 2 に定めるとおり、下記のいずれか該当する書類を提出してください。

- ①道路占用許可申請書
- ②道路工事施行承認申請書
- ③法定外公共物占用等許可申請書

※申請方法の詳細は、それぞれの申請の手引きを御確認ください。

なお、事前協議を行う場合（合併処理浄化槽を新設する場合で、予め放流の可否を確認したい場合等）は、事前協議書を提出してください。

雨水等の道路側溝接続に係る事前協議書 ・ ・ ・ 2 部

2. 許可書の交付

許可後は、申請者へ電話連絡をしますので、処理状況についての問い合わせや連絡前の来庁はご遠慮ください。

3. 工事の施工

工事に着手する前に、八戸警察署長から道路交通法第 77 条に基づく道路使用許可を受けてください。

4. 原状回復届

工事完了後は、7 日以内に原状回復届を 1 部提出してください。

（工事写真（着工前・工事中・完成）を添付）

<お問合せ先>

八戸市内丸一丁目 1 - 1 市庁別館 8 階

建設部 道路維持課 道路占用グループ

電話 0178-43-2111 （内線 4512・4511）